

【参考資料】

東吾妻町・町単小規模土地改良事業について

(申請から補助金が交付されるまでの手順)

1. 実施主体（申請者）と施工業者との打合せ

この事業の実施主体は申請者本人です。事業実施においては、施工業者と事業内容について詳細な打合せを行い、見積書を取りその内容をよく確認の上で申請書提出の準備をしてください。

なお、隣接者の同意書が必要な事業において、道路・水路が隣接している場合は建設課等管理者の境界立会（公共物境界確定申請）が必要となりますので、事前に建設課等にご相談をお願いします。

2. 補助金交付申請書の提出【申請者→役場農林課】

申請書に記載してある条件事項を了解の上、①位置図 ②事業内略図 ③現況写真 ④見積書 ⑤当該工事に対する隣接者の同意書を添付して農林課へ提出申請してください。

3. 補助金交付決定【役場農林課→申請者】

農林課は提出された申請書を審査の上、適当と認めたときは補助金交付決定通知を申請者宛に送付します。

補助金額については、土地改良積算基準等に基づき積算した補助対象経費の50%となります。申請事業費の50%が補助対象経費とはならないこともありますのでご承知おきください。

4. 工事着手【申請者】

補助金交付決定通知が届きましたら、施工業者と打合せの上事業に着手してください。なお、この通知が届く前の事前着工は行わないでください。（承認前に着手すると補助金交付が出来なくなる場合があります。）

なお、工事着手日及び完成予定日を農林課へ連絡してください。必要に応じて工事施工中に現地調査を実施します。

5. 工事終了

6. 工事費の支払い【申請者】

申請者は工事完了後、現地や施工状況を確認していただき、不備が無いと判断出来ましたら請負業者に対し工事代金を支払ってください。

7. 実績報告書の提出【申請者→農林課】

事業完了し工事代金を支払った後、実績報告書を提出してください。添付書類として①請求書・領収書（コピー可）②事業明細書③工事施工中及び完成写真④工事日報を整え、実績報告書並びに補助金請求書を提出してください。

8. 補助金の交付【農林課→申請者】

申請者から提出をされた実績報告書を農林課で審査し適当と認められた時は、申請者からの補助金請求書に基づき、指定された口座へ補助金を振り込みます。

* 本書は申請者が事業の流れを把握するための参考資料です。したがって農林課へ提出する必要はありません。